

一・二級小型船舶操縦士試験について

小型船舶操縦士試験機関
一般財団法人 日本海洋レジャー安全・振興協会

I 一般的な注意事項

- 集合時刻には遅れないようにしてください。遅れた場合、受験できないことがあります。
- 試験中、次の事項に該当するときは、試験が途中であっても試験を中止することがあります。
 - 試験員の指示に従わないとき。
 - 不正行為と疑わしき行動があったとき。
 - 受験者の心身の状態により、試験続行が困難であると試験員が判断したとき。
- 試験中の私語、喫煙は禁止します。飲食はご遠慮ください。また、待機中であっても、試験会場では静粛にし、私語は慎んでください。
- 身体検査、学科試験、実技試験それぞれの試験の都度、受験票の写真により本人確認を行いますので、必ず**受験票**を持参してください。試験中は受験番号でお呼びします。
- 合格発表等について
 - 身体検査の合格発表は、試験会場で口頭により行います。学科試験及び実技試験の合格発表は、合格発表日時に、試験機関の各事務所で受験番号をもって行います。また、試験機関のウェブサイトでも、受験番号により合格発表速報を確認することができます。(https://www.jmra.or.jp)
 - 合格の有効期間は、身体検査が1年、学科試験及び実技試験が2年です。再受験する場合には、有効期間内の試験を省略することができます。
 - 身体検査、学科試験及び実技試験の全てに合格した方には、操縦試験合格証明書を発行します。操縦試験合格証明書の有効期間は1年ですので、必ず1年以内に免許申請を行ってください。

II 身体検査について

- 身体検査は視力、色覚、聴力及び疾病並びに身体機能の障害の有無について検査を行います。眼鏡等が必要な方は必ず持参してください。
- 合格基準
 - 視力：両眼ともに0.5以上であること。(矯正視力で可)
 - 色覚：夜間において船舶の灯火の色を識別できること。(色覚補正メガネの使用可)
 - 聴力：5メートルの距離で話声語が聞こえること。(補聴器の使用可)
 - 疾病及び身体機能の障害の有無：疾病又は身体機能の障害があっても、軽症で業務に支障をきたさないと認められること。
※ 上記基準を満たすことに不安をお持ちの方は、試験機関の各事務所に設置する身体適性相談コーナーで事前にご相談ください。また、身体の状態に応じて、操縦免許に条件(限定)が付く場合があります。
- 身体検査に合格しない場合は、学科試験及び実技試験は受験できません。

III 学科試験について

- 受験科目と試験時間
 - 学科試験には、一般科目(小型船舶操縦者の心得及び遵守事項、交通の方法、運航)と上級科目(上級運航Ⅰ、上級運航Ⅱ)があり、一級は一般科目と上級科目、二級は一般科目を受験します。
 - 試験時間は、一級は2時間20分、二級は1時間10分です。ただし、既に操縦免許を有受している方や海技士資格をお持ちの方は、一部の試験科目が免除され、試験時間も短縮されます。

2 配点と合格基準

	小型船舶操縦者の心得及び遵守事項	交通の方法	運航	上級運航Ⅰ	上級運航Ⅱ	合計
科目別の配点	120点	140点	240点	80点	60点	640点
配点合計	一般科目 500点			上級科目 140点		
合格基準 (全て満たすこと)	12問中6問以上	14問中7問以上	24問中12問以上	8問中4問以上	6問中3問以上	
	一般科目 50問中33問以上			上級科目 14問中10問以上		

- 受験上の注意事項
 - 鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、一級受験者はさらに、三角定規、ディバイダ、コンパスを各自で準備してください。試験中の貸し借りは禁止します。
 - 通信や計算など特殊な機能を備える機器は一切使用できません。また、携帯電話を時計がわりに使用することはできません。音が鳴らない状態にして、学科試験の説明開始前までにしまっておいてください。
 - 試験開始後は、試験員から指示があるまで退出することはできません。退出した時点で学科試験は終了となります。

IV 実技試験について

- 実技試験は、5トン未満の試験船を使用して、原則として受験者3人に対し試験員1人で実施します。受験者1人に対する試験時間は、概ね30分です。

2 配点と合格基準

	小型船舶の取扱い	基本操縦	応用操縦	合計
科目別の配点	60点	120点	120点	300点

※ 合格基準：試験科目別の成績が配点の60%以上かつ、成績の合計が配点合計の70%以上であること

- 受験上の注意事項
 - 服装は雨や波しぶきで濡れても良いもの、靴は底が滑りにくいものを着用してください。サンダル履きは、ご遠慮ください(かかとが固定できるものは可)。
 - 気象、海象等の影響により、試験を安全に実施できないと判断した場合は、試験を中止することがあります。
 - 貴重品類は、身に付けるか小さな鞆等にまとめて試験船に持ち込んでもかまいません。ただし、紛失や盗難、汚損等についての責任は試験機関では負いかねます。また、大きな荷物の持込みはご遠慮ください。
- 実技試験中の注意事項
 - 指示された項目が終了したら、その都度、試験員に知らせてください。
 - 試験員からの指示や質問が聞き取れない場合には、遠慮なく聞き返してください。
 - 小型船舶の取扱いに関する試験には時間制限(時間は下記実技試験の概要参照)があります。実施途中であっても打ち切ることがあります。
 - 操縦中は、他船の動静や水面の状況等にも十分注意し、安全航行に努めてください。
 - 安全を確保するため、試験員が急にハンドルやリモコンレバーに手を触れることがあります。
 - 試験中に発生した受験者の事故について、その原因が受験者ご本人の操縦又は過失に起因する場合は、試験機関は一切その責任を負いません。当該事項にご同意いただけない場合は、受験していただくことができません。

- 操縦装置の確認について
操縦の試験を行う前に、試験員の指示により、試験船の操縦装置を確認する時間があります(この間は採点の対象とはなりません)。前進、中立、後進のクラッチ操作やハンドル操作を行うことによって、操縦装置の感触をつかんでください。

- 速力の指示方法について
「〇〇回転で」のように回転数を直接指示する場合と、「滑走状態で」や「微速で」のように回転数の範囲を表す言葉で指示する場合があります。「滑走状態」や「微速」の目安とする回転数は、試験前にお知らせします。

7 実技試験の概要

- 小型船舶の取扱い
 - 発航前の点検**：指示された箇所についての点検を行います。船体・操縦席、エンジン、法定備品・法定書類から、2箇所ずつ点検箇所を選択して指示します。(点検箇所は裏面参照) (2分)
 - 機関運転**：エンジンの始動・暖機・停止を行います。エンジン停止後、エンジンキーや緊急エンジン停止コードは、試験員に渡してください。(1分)
 - トラブルシューティング**：トラブルが発生したことを想定し、解決するための処置を実際に行います。(1分)
 - 解らん・係留**：離岸の前に解らん作業、着岸の後に係留作業を行います。(各1分)

5) **結索**：巻き結び、もやい結び、いかり結び、クリート止め、一重つなぎ、二重つなぎ、本結びから1つを選択して指示します。(30秒)

6) **航海計器の取扱い**：磁気コンパス(ハンドコンパス等)で物標の方位を測定します。(30秒)

(2) 操縦

安全確認：航行中は、常に適切な見張りを行い、周囲の状況や自船の状態の把握に努めましょう。また、発進や停止、増減速、変針など、今までの状態とは異なる動作をとる前には、あらためて十分な安全確認を行う必要があります。とりわけ、最初の発進、後進及び離岸を開始する前には、船尾(プロペラ)付近に人や障害物がないか、船尾(プロペラ)付近が見える位置まで移動して安全を確認してください。

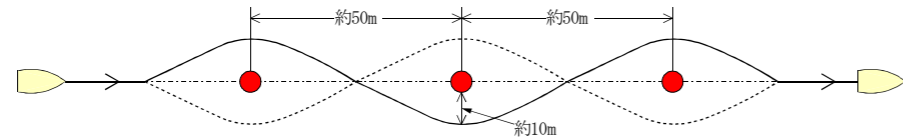
1) 基本操縦

① **発進・直進・停止**：指示された目標に向かって指定された速力で直進します。なお、顕著な目標を設定できない水域では、磁気コンパスを使用して針路を指示する場合があります。

② **後進**：指示された目標に向かって微速で後進します。次の指示があるまで、後進を続けてください。

③ **変針(旋回)**：滑走状態で直進中に、指示された変針目標に向かって、滑走状態を保ったままの速力で変針します。変針終了後は、次の指示があるまで目標に向かって直進を続けてください。なお、顕著な変針目標を設定できない水域では、磁気コンパスを使用して変針を行う場合があります。この場合は、指示した針路に向けて変針し、次の指示があるまで変針後の針路を保ってください。

④ **蛇行(連続旋回)**：概ね50メートル間隔で設置した3個のブイを使用して、滑走状態で蛇行を行います。3個のブイの見通し線上から進入し、下図の要領でブイの間を抜け、再びブイの見通し線上に戻るよう操縦します。見通し線上に戻った後は、次の指示があるまで直進を続けてください。なお、特に指示がなければ、左右どちらの方向から蛇行に入ってもかまいません。



2) 応用操縦

① **人命救助**：航行中に要救助者を発見したという想定で、要救助者に見立てたブイを使用して人命救助を行います。試験員がブイの位置を知らせますので、ボートフックなどの救助準備をしてから救助に向かってください。その際、救助する舷を試験員に伝えてください。ブイの船内への収容は、操縦者が行ってください。必要に応じて後進を使用してもかまいません。もし、試験員に伝えた舷の反対側にブイが来てしまっても、放置せずに収容してください。

救助に失敗した場合は、直ちに再救助に向かってください。ブイを見失った場合、プロペラが回転している状態で収容した場合、ブイを行き過ぎて後進で戻って収容した場合、ブイに激しく接触した場合は救助失敗と見なします。

※ 実際に救助活動を行う場合には、救命浮環など浮力となるものを要救助者に投げ与え、要救助者を船尾から収容する際には、安全確保のためエンジンを停止します。

② **避航操船**：航行中、十分に余裕のある時期に他船との見合い関係(行き会い、横切り等)が生じたという想定で、避航操船を行います。図や写真で接近する船を提示しますので、実際にその見合い関係にあるものとして、他の周囲の状況等も考慮したうえで、適切な避航動作をとってください。避航後は、他船が十分に遠ざかるまで避航動作の効果を確認したのとして、試験員が新たな指示を出します。

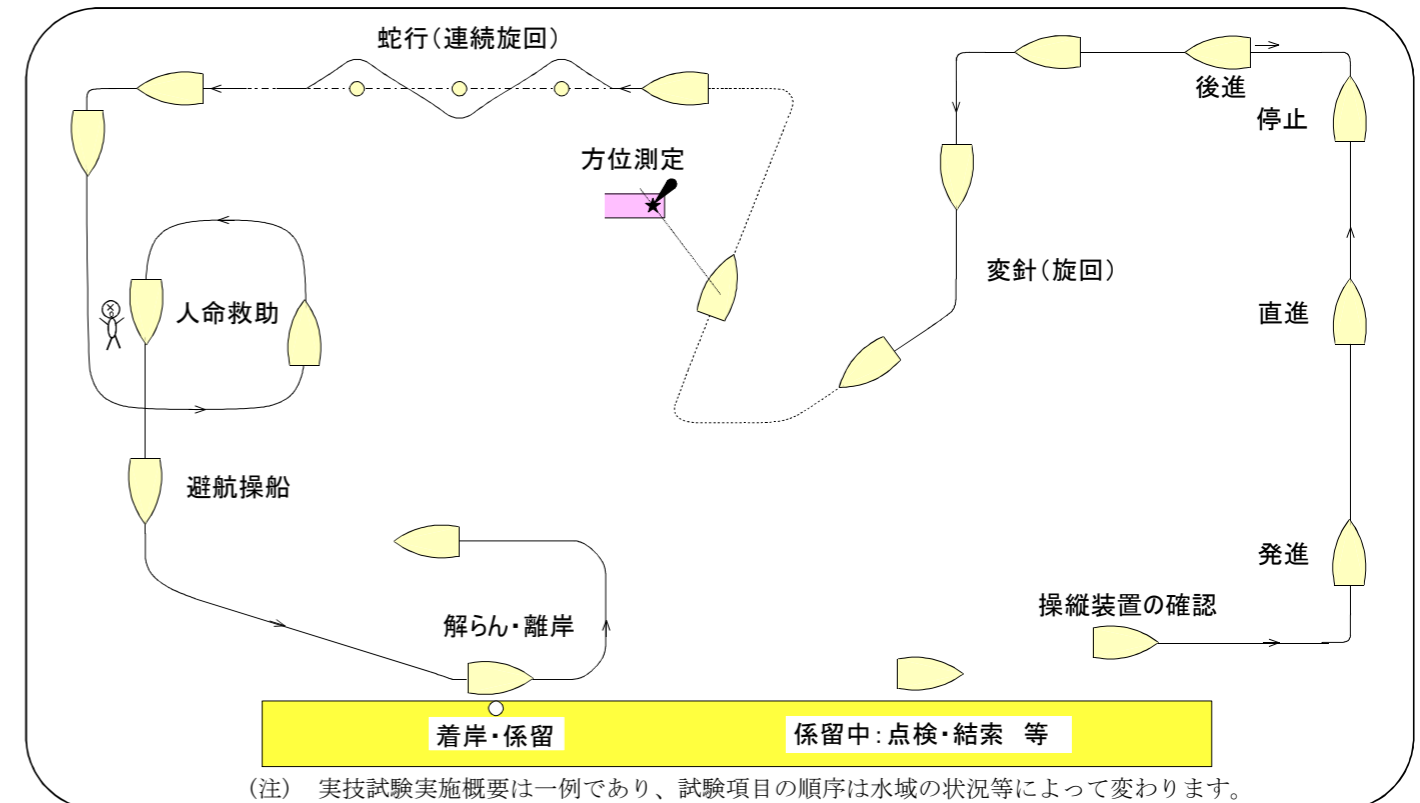
③ **離岸**：栈橋等において、解らん直後の状態にある船舶を、出航する態勢をとることができる安全な水域まで離岸させます。栈橋を押すなどの作業は、操縦者が行ってください。必要に応じてボートフックを使用してもかまいません。特に指示がなければ、後進離岸または前進離岸のどちらを選択してもかまいません。

④ **着岸**：栈橋等の指定された位置に着岸します。着岸点または係留設備を指示しますので、着岸点なら操縦席のほぼ真横になるように、係留設備ならその設備に係留できるように着岸してください。必要に応じて後進を使用してもかまいません。船と栈橋の間隔は、ボートフックが届く範囲内とします。また、着岸終了後に速やかに係留できるように、あらかじめ係留ロープやボートフックを準備しておいてください。特に指示がなければ、右舷着岸または左舷着岸のどちらを選択してもかまいません。

※発航前の点検箇所一覧

船体・操縦席	エンジン(船内外機)
1 船体外板 2 船体の安定状態 3 浸水の有無 4 推進器(プロペラ) 5 船灯 6 ワイパー 7 ホーン	1 バッテリー 2 メインスイッチ 3 燃料油量 4 燃料コック 5 燃料フィルター 6 燃料パイプ等 7 エンジンオイル 8 ギヤオイル 9 パワーステアリングオイル 10 冷却水量 11 Vベルト
法定備品・法定書類	エンジン(船外機)
1 信号紅炎 2 ライフブイ(救命浮環) 3 ライフジャケット(救命胴衣) 4 バケツ 5 あかくみ 6 消火器 7 アンカー及びアンカーロープ(又はチェーン) 8 係船ロープ 9 船舶検査証書 10 船舶検査手帳 11 船舶検査済票及び船舶番号	1 バッテリー 2 緊急エンジン停止コード 3 メインスイッチ 4 燃料油量 5 燃料コック 6 燃料ホース 7 燃料フィルター 8 エアベントスクリュー(通気口) 9 プライマリーポンプ 10 エンジンオイル 11 船外機の取付け状態

《 実技試験実施概要 》



(注) 実技試験実施概要は一例であり、試験項目の順序は水域の状況等によって変わります。

問合せ先：試験機関ウェブサイト内「お問い合わせ」又は main@jmra.or.jp へ。
 ただし、試験問題の内容に関する質問にはお答えすることができません。
 台風等の災害時における試験の実施状況については、右のQRコード又は
<https://www.jmra.or.jp/calloff> からご確認いただけます。

